

令和8年度（2026年度）こども本の森 熊本プロモーション業務委託仕様書

令和8年度（2026年度）こども本の森 熊本プロモーション業務の委託は、下記のとおりとする。

記

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）こども本の森 熊本プロモーション業務

2 業務の目的

「こども本の森 熊本」は、利用が比較的少ない平日（平均80名程度）の来館者数増加を目標としているものの、入館自由化（平日の予約不要制の導入）の周知が進んでいないなどの課題があり、目標の達成に至っていない。そのため、今後は特に平日での来館が期待できる「未就園児とその保護者」をメインターゲットに据え、施設の日常的な利用（サードプレイス化）を定着させ、地域に根ざした文化拠点としての価値を高める必要がある。本業務は、熊本県民を中心にこども本の森の利用を促し、来館者の増加に必要な長期的戦略の策定に必要な年間を通じた取り組みを整理することを目的とする。

3 委託業務の内容

受託者は、以下の項目について企画・提案および実施を行うこと。なお、メインターゲットは熊本県内に住む未就園児（0～3歳児中心）の保護者とし、サブターゲットはプレママ・パパ、シニア層とする。詳細は事務局と受託者が協議した上で決定する。

(1) 戦略的広報計画の立案

平日利用を促すために必要なコミュニケーション戦略の策定。月間の広報スケジュール案の作成。

(2) コンテンツ制作および情報発信

①SNS 発信（Instagram 中心）

平日の館内のゆとりや、未就園児向けの設備（授乳室、ベビーカー動線等）を可視化する写真・リール動画の制作。「平日の過ごし方モデルケース」の提案記事の作成。

地元の育児系インフルエンサーやメディアとのタイアップ企画。（写真や動画の撮影、編集に係る一切の費用（交通費、宿泊費、飲食費、撮影許可に係る費用等）については、全て委託料に含むものとする。

②クリエイティブ制作・発信

未就園児の保護者に刺さるキャッチコピーおよびビジュアルを用いた広告、チラシ、Web コンテンツの制作。

③Google ビジネスプロフィールの最適化

「熊本 子連れ お出かけ」等の検索ワードに対するSEO対策。

(3) その他目的達成に効果的なプロモーションを実施する。

4 著作権に係る留意事項

(1) 成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として熊本県に帰属するものとし、県が国内外で自由に二次利用できるものとする。

また、成果物に関する著作者人格権を県又は県が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(2) 制作にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を適切に行うこと。

(3) 当業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(4) その他、ここに定めのない事項については県と協議のうえ決定するものとする。

5 成果品の納品

- ・ 業務完了報告書 1部
- ・ 本業務により作成した成果物及びその印刷データファイルを保存したCD-RまたはDVD-R 1組（データ形式については、PDF及びJPEGとする）。

6 委託費の支払い

業務の処理が完了した後、業務完了報告書及び成果物の納入をし、検査に合格したときは、委託費の支払いを行う。

7 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月15日（月）まで